

八峰町における公共工事の中間前払金制度

1 中間前払金の制度

中間前払金とは、工事の着手前に前払金(請負代金額の10分の4以内の額)の支払いを受けた後に、更に工事の中間段階に於いて前払金の支払いを受けることができる制度です。

但し、請求しようとする中間前払金の額と支払いを受けた着手時の前払金の額との合計額は請求代金額の10分の6を超えることはできません。

また、着手前の前払金の支払いを受けていない場合は、中間前払金の支払いを受けることはできません。

2 中間前払金の対象となる工事

請負代金額が1,000万円以上で、かつ工期が150日を超える工事で、次のすべての要件に該当する場合において、中間前払金の支払いを受けることができます。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 予定工程どおり進捗していること。
- ③ 出来高が請求代金額の2分の1以上に相当するものであること。

注) 継続費又は債務負担行為に係る契約で、その履行が数年度にわたるもの(複数年度契約)に係る中間前払金については、各年度の年度割金額等および工事期間を基礎として、対象要件該当の有無を判断し、その支払額も年度割金額等を基礎として計算し、それぞれの年度に於いて支払います。(対象要件を満たさない年度については、中間前払金は行わず、当該年度については部分払いを受けることができます。)

3 中間前払金の認定

請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、中間前払金に係る認定をうけるために、発注担当課の工事監督職員に所定の「中間前払金認定請求書(様式1)」及び「工事履行報告書(様式2)」を提出するものとする。

工事監督職員は、原則として7日以内に要件審査(前記2の該当の有無の審査)を行い、「認定調書(様式3)」を請負者に交付します。

なお、出来高の数値に疑義がある場合は、請負者に当該数値の根拠となる資料の提示を求め、確認させていただきます。

4 中間前払金の支払

請負者は、中間前払金に係る認定を受けたときは、所定の「中間前払金申請書(様式4)」に、保証事業会社が発行する当該前払金に関する「保証証書」を添付し、発注担当者に申請するものとします。担当者は当該請求日から14日以内に中間前払金を支払います。

5 中間前払金と部分払いの併用禁止

1件の工事(複数年度契約にあたっては、1の年度の工事)について、中間前払金と部分払(複数年度契約における各年度末の部分払い及び繰越に係る工事における年度末の部分払いを除く。)の両方を受けることはできません。

6 実施時期

平成23年10月1日以降に契約を締結する工事から適用します。